

鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月4日（金）第3261号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定の解除 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○基本測量の実施 | （監理課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の実施（2件） | （監理課取扱い） | 2 |
| ○公有水面の埋立ての免許の出願 | （河川課取扱い） | 3 |
| ○道路の位置指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 6 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） | （大隅地域振興局取扱い） | 6 |
| | （大島支庁取扱い） | 6 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 6 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 968 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月4日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市笠利町大字佐仁字親田平3372番から3375番まで、3376番1，3376番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 969 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市吉野町9617番1・9617番3・9617番5・9618番・9623番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第970号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年11月4日から同月18日まで鹿児島市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市桜島赤生原町400番地1 柴田宇孝
鹿児島市桜島横山町319番地 篠原次則
鹿児島市桜島小池町1528番地3 岩元康
- 2 加入区
西桜島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島市漁業協同組合

鹿児島県告示第971号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（基準点改測）
- 2 作業の期間 平成28年11月14日から同月30日まで
- 3 作業の地域 喜界町

鹿児島県告示第972号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年9月30日から平成29年3月10日まで
- 3 作業の地域 伊仙町面縄地内

鹿児島県告示第973号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知

があった。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 平成28年10月24日から平成29年2月28日まで
- 3 作業の地域 屋久島町口永良部島地区

鹿児島県告示第974号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成28年11月4日から同月24日までの間、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁瀬戸内事務所総務課において縦覧に供する。

平成28年11月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノ一19番地1に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノ一19番地1から20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

- (2) 区域

ア 埋立区域(ハ)

次の点52から点92までを順次に直線で結んだ線及び点92と点52を直線で結んだ線により囲まれた区域

点52 四等三角点（北緯28度13分44秒3939，東経129度15分50秒6340）（以下「基点」という。）から30度13分20秒175.91メートルの地点

点53 点52から42度29分13秒1.11メートルの地点

点54 点53から74度12分04秒1.67メートルの地点

点55 点54から40度18分52秒10.95メートルの地点

点56 点55から46度42分40秒10.53メートルの地点

点57 点56から42度10分52秒8.80メートルの地点

点58 点57から67度20分34秒12.23メートルの地点

点59 点58から75度04分19秒20.22メートルの地点

点60 点59から80度14分57秒7.50メートルの地点

点61 点60から81度15分04秒12.75メートルの地点

点62 点61から89度29分52秒14.03メートルの地点

点63 点62から96度48分58秒20.34メートルの地点

点64 点63から95度46分52秒7.13メートルの地点

点65 点64から92度39分20秒10.60メートルの地点

点66 点65から90度06分33秒8.39メートルの地点

点67 点66から86度51分11秒11.55メートルの地点

点68 点67から129度00分28秒1.77メートルの地点

点69 点68から86度37分20秒21.56メートルの地点

- 点70 点69から86度39分37秒17.18メートルの地点
点71 点70から80度42分38秒12.47メートルの地点
点72 点71から175度52分09秒8.25メートルの地点
点73 点72から267度39分48秒2.28メートルの地点
点74 点73から266度53分53秒13.49メートルの地点
点75 点74から266度53分51秒8.35メートルの地点
点76 点75から266度46分19秒20.00メートルの地点
点77 点76から266度49分39秒5.22メートルの地点
点78 点77から266度49分44秒14.78メートルの地点
点79 点78から266度49分44秒20.00メートルの地点
点80 点79から266度50分21秒15.46メートルの地点
点81 点80から266度45分53秒4.52メートルの地点
点82 点81から265度58分24秒19.50メートルの地点
点83 点82から263度33分22秒11.92メートルの地点
点84 点83から259度32分31秒6.93メートルの地点
点85 点84から254度27分12秒18.67メートルの地点
点86 点85から249度13分10秒7.11メートルの地点
点87 点86から246度35分19秒4.10メートルの地点
点88 点87から245度05分11秒7.57メートルの地点
点89 点88から243度13分11秒9.62メートルの地点
点90 点89から242度12分06秒7.18メートルの地点
点91 点90から274度49分54秒3.01メートルの地点
点92 点91から274度50分09秒1.72メートルの地点

イ 埋立区域(ニ)

次の点93から点105までを順次に直線で結んだ線及び点105と点93を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点93 基点から51度25分50秒418.21メートルの地点
点94 点93から293度58分50秒6.61メートルの地点
点95 点94から287度44分05秒3.89メートルの地点
点96 点95から281度05分02秒12.70メートルの地点
点97 点96から270度54分05秒18.44メートルの地点
点98 点97から267度39分48秒0.46メートルの地点
点99 点98から0度48分36秒8.21メートルの地点
点100 点99から92度53分59秒6.07メートルの地点
点101 点100から95度04分28秒5.05メートルの地点
点102 点101から93度00分03秒7.89メートルの地点
点103 点102から97度23分50秒7.81メートルの地点
点104 点103から100度50分08秒3.51メートルの地点
点105 点104から97度12分07秒9.88メートルの地点

(3) 面積

埋立区域(ハ) 2,143.57平方メートル

埋立区域(ニ) 325.66平方メートル

合計 2,469.23平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノ一20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点46から点95までを順次に直線で結んだ線及び点95と点46を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点46 基点から30度13分20秒371.66メートルの地点
点47 点46から42度29分13秒1.11メートルの地点
点48 点47から74度12分04秒1.67メートルの地点
点49 点48から40度18分52秒10.95メートルの地点
点50 点49から46度42分40秒10.53メートルの地点
点51 点50から42度10分52秒8.80メートルの地点
点52 点51から67度20分34秒12.23メートルの地点
点53 点52から75度04分19秒20.22メートルの地点
点54 点53から80度14分57秒7.49メートルの地点
点55 点54から81度15分04秒12.75メートルの地点
点56 点55から89度29分52秒14.03メートルの地点
点57 点56から96度48分58秒20.34メートルの地点
点58 点57から95度46分52秒7.13メートルの地点
点59 点58から92度39分20秒10.60メートルの地点
点60 点59から90度06分33秒8.39メートルの地点
点61 点60から86度51分11秒11.55メートルの地点
点62 点61から129度00分28秒1.77メートルの地点
点63 点62から86度37分20秒21.56メートルの地点
点64 点63から86度39分37秒17.18メートルの地点
点65 点64から80度42分38秒12.47メートルの地点
点66 点65から88度14分40秒4.37メートルの地点
点67 点66から92度53分59秒6.07メートルの地点
点68 点67から95度04分28秒5.05メートルの地点
点69 点68から93度00分03秒7.89メートルの地点
点70 点69から97度23分50秒7.81メートルの地点
点71 点70から100度50分08秒3.51メートルの地点
点72 点71から97度12分07秒9.88メートルの地点
点73 点72から174度25分51秒10.78メートルの地点
点74 点73から222度27分10秒15.72メートルの地点
点75 点74から241度14分31秒4.13メートルの地点
点76 点75から281度05分02秒10.05メートルの地点
点77 点76から270度54分05秒16.33メートルの地点
点78 点77から267度39分48秒5.78メートルの地点
点79 点78から266度53分53秒13.37メートルの地点
点80 点79から286度41分26秒8.85メートルの地点
点81 点80から266度46分19秒19.99メートルの地点
点82 点81から266度49分39秒5.22メートルの地点
点83 点82から266度49分44秒14.78メートルの地点
点84 点83から266度49分44秒20.00メートルの地点
点85 点84から266度50分21秒15.45メートルの地点
点86 点85から266度45分53秒4.41メートルの地点
点87 点86から265度58分24秒19.07メートルの地点
点88 点87から263度33分29秒11.09メートルの地点
点89 点88から259度32分31秒5.73メートルの地点
点90 点89から254度27分12秒17.32メートルの地点
点91 点90から249度13分10秒6.08メートルの地点
点92 点91から246度35分19秒3.55メートルの地点
点93 点92から245度05分11秒7.12メートルの地点
点94 点93から243度13分11秒9.24メートルの地点
点95 点94から242度12分06秒11.44メートルの地点

(3) 面積

6,233.12平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成28年9月27日

始良・伊佐地域振興局告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年11月4日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 9月23日	始良市宮島町11番地4 株式会社アイランドホーム 代表取締役 山口俊彦	始良市東餅田字市ノ坪397番5, 397番8, 405番8及び4586番の一部並びに字市ノ坪, 中ノ丸, 上森ノ辺田, 下森ノ辺田, 下木流4518番の一部	107.85	6.00～7.41

大隅地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年11月4日

大隅地域振興局長 酒匂司

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
一般社団法人博愛会オアシス	鹿屋市吾平町麓4582番地1	一般社団法人博愛会	鹿屋市吾平町麓4582番地1	福島 佳苗	平成28年 10月1日	就労継続支援B型

大島支庁告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年11月4日

大島支庁長 鎮寺裕人

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型就労支援事業所いすわん	大島郡瀬戸内町阿木名1438番地	株式会社せとうち	大島郡瀬戸内町阿木名203番地5	里山 正樹	平成28年 10月10日	就労移行支援・就労継続支援A型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関

する工事は、完了した。

平成28年11月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
熊毛郡中種子町野間字野別府5108番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビルS館 4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃